2026年６月25日

各位

会社名　　住友金属鉱山株式会社
代表者名　代表取締役社長　　松本 伸弘
（コード番号　5713　　東証プライム）
問合せ先　広報ＩＲ部ＩＲグループ長 井上 敦行
（ＴＥＬ．03-3436-7705）

譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、以下のとおり、譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分（以下「本自己株式処分」という。）を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

１．処分の概要

(1) 割当日	2026年７月24日
(2) 処分する株式の種類及び数	当社普通株式　4,751株
(3) 処分価額	１株につき7,955円
(4) 処分総額	37,794,205円
(5) 割当予定先	取締役５名　2,481株（※1）（※2） 執行役員およびこれに準ずるもの17名　2,270株（※2） （※1）代表権のない取締役会長及び社外取締役を除きます。 （※2）当社第101期定時株主総会の日をもって退任する者（以下「退任者」という。）計３名を含みます。

２．処分の目的及び理由

当社は、2025年５月22日開催の取締役会において、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、当社の取締役（代表権のない取締役会長及び社外取締役を除きます。以下同じです。）を対象とする新たな報酬制度として、譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」という。）を導入することを決議いたしました。

また、2025年６月26日開催の第100期定時株主総会において、①本制度に基づき、取締役に対して報酬等として譲渡制限付株式を付与すること、又は、譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することとし、その譲渡制限期間は、当該株式の交付日から当該取締役が当社の取締役その他当社取締役会で定める地位を退任又は退職する日までの期間とすること、②譲渡制限付株式の付与は、取締役の報酬等として金銭の払込み等を要せず当社の普通株式の発行若しくは処分を行う方法、又は、取締役に対して支給された金銭報酬債権の全部の現物出資と引換えに当社の普通株式の発行若しくは処分を行う方法のいずれかにて行うこと、③本制度により発行又は処分される当社の普通株式の総数は年間1.5万株以内とし、その金額は既存の金銭報酬枠とは別枠で年額30百万円以内とすること等につきご承認をいただいております。

また、当社は、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、当社の執行役員及びこれに準ずるものにも譲渡制限付株式を付与することといたしました。

今般、当社は、本日開催の取締役会において、当社の取締役５名及び執行役員及びこれに準ずるもの17名（退任者を含み、以下、あわせて「対象役員」といいます。）に対し、本制度の目的、各対象役員の職責の範囲その他諸般の事情を勘案し、金銭報酬債権合計37,794,205円を支給し、それを現物出資させて、当社の普通株式4,751株を処分することを決議いたしました。

＜譲渡制限付株式割当契約の概要＞

本自己株式処分に伴い、当社と対象役員（退任者を除きます。）は個別に譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」という。）を締結いたしますが、その概要は以下のとおりです。

（１）譲渡制限期間

対象役員は、2026年７月24日（割当日）から当社の取締役又は経営執行役のいずれも退任する日までの間、本割当契約に基づき割当てを受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない。

（２）当社による無償取得

当社は、対象役員が法令又は本割当契約の違反その他当社が本割当株式を無償取得することが相当である事由として当社取締役会で定める事由に該当した場合、本割当株式を当然に無償で取得する。また、当社は、譲渡制限期間の満了時において、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

（３）株式の管理

本割当株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、対象役員が大和証券株式会社に開設した譲渡制限付株式の専用口座において管理される。

（４）組織再編等における取扱い

譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、本割当株式の全てにつき、組織再編等効力発生日の前営業日の直前時をもって、これに係る譲渡制限を解除する。

３．払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本自己株式処分は、本制度に基づき割当予定先に支給された金銭報酬債権を出資財産として行われるものであり、その払込金額は、恣意性を排除した価額とするため、2026年６月24日（取締役会決議日の前営業日）の東京証券取引所における当社の普通株式の終値である7,955円としております。これは、取締役会決議日直前の市場株価であり、直近の株価に依拠できないことを示す特段の事情のない状況においては、当社の企業価値を適切に反映した合理的なものであって、対象役員にとって特に有利な価額には該当しないと考えております。

以上